

略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 150 981 817">とちぎり ヘビリ テ ン セ ン タ ー</td> <td data-bbox="981 150 1332 817"> (3) 保育指導員 (4) 生活指導員(⑨に掲げる職員を除く。)及び職業指導員 (5) 病理細菌技術者 (6) 診療エックス線技師及び診療放射線技師 (7) 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員(⑨に掲げる職員を除く。)、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 (8) 保健師(管理職員を除く。) </td> <td data-bbox="1332 150 1468 817">二・五</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 817 981 1041"></td> <td data-bbox="981 817 1332 1041">(9) 医師、看護師等、機能訓練師、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員(管理職員に限る。)</td> <td data-bbox="1332 817 1468 1041">一・五</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1041 981 1314"></td> <td data-bbox="981 1041 1332 1314">(11) 薬剤師及び栄養士 相談支援部の事務職員(管理職員を除く。)</td> <td data-bbox="1332 1041 1468 1314">一</td> </tr> </table>	とちぎり ヘビリ テ ン セ ン タ ー	(3) 保育指導員 (4) 生活指導員(⑨に掲げる職員を除く。)及び職業指導員 (5) 病理細菌技術者 (6) 診療エックス線技師及び診療放射線技師 (7) 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員(⑨に掲げる職員を除く。)、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 (8) 保健師(管理職員を除く。)	二・五		(9) 医師、看護師等、機能訓練師、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員(管理職員に限る。)	一・五		(11) 薬剤師及び栄養士 相談支援部の事務職員(管理職員を除く。)	一
とちぎり ヘビリ テ ン セ ン タ ー	(3) 保育指導員 (4) 生活指導員(⑨に掲げる職員を除く。)及び職業指導員 (5) 病理細菌技術者 (6) 診療エックス線技師及び診療放射線技師 (7) 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員(⑨に掲げる職員を除く。)、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 (8) 保健師(管理職員を除く。)	二・五								
	(9) 医師、看護師等、機能訓練師、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員(管理職員に限る。)	一・五								
	(11) 薬剤師及び栄養士 相談支援部の事務職員(管理職員を除く。)	一								

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十一条 夜間業務手当は、岡本台病院に勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務一回につき 六千八百円</p> <p>二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である</p>	<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十一条 夜間業務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 岡本台病院又はとちぎりヘビリテーションセンターに勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師</p> <p>二 とちぎりヘビリテーションセンターに勤務し、指導及び訓練の業務に従事する生活支援員</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号の職員 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であ</p>

場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 勤務一回につき 三千三百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 勤務一回につき 二千九百円

ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 勤務一回につき 二千円

3 条例第二十二條第三項の勤務の交替に伴う事情について人事委員会が特別の考慮を必要と認める場合は、前項第一号イに掲げる場合に該当する職員のうち通勤距離が片道二キロメートル以上の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）第十二條第一項第二号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、当該深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合とし、条例第二十二條第三項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 略

る場合 勤務一回につき 六千八百円

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(1) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 勤務一回につき 三千三百円

(2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 勤務一回につき 二千九百円

(3) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 勤務一回につき 二千円

二 前項第二号の職員 勤務一回につき 千五百円

3 条例第二十二條第三項の勤務の交替に伴う事情について人事委員会が特別の考慮を必要と認める場合は、前項第一号ロ(1)に掲げる場合に該当する職員のうち通勤距離が片道二キロメートル以上の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）第十二條第一項第二号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、当該深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合とし、条例第二十二條第三項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 略

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象職)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額は、当分の間、第六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>一 岡本台病院に勤務する医師</p>	<p>(支給対象職)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院又はとちぎりはびりテーションセンターに置かれる看護師の職とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額は、当分の間、第六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>一 岡本台病院及びとちぎりはびりテーションセンターに勤務する医師（次号において「県立病院の医師」という。）</p>

イ、ハ 略

二 前号に規定する医師以外の医師及び歯科医師
四万五千円。ただし、第六条第一項の規定による支給額に四万五千円を加算した額が条例第九条の三第一項第一号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と第六条第一項の規定による支給額との差額（その差額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

イ、ハ 略

二 県立病院の医師以外の医師及び歯科医師
四万五千円。ただし、第六条第一項の規定による支給額に四万五千円を加算した額が条例第九条の三第一項第一号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と第六条第一項の規定による支給額との差額（その差額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第一条、第二条関係）			別表（第一条、第二条関係）		
都道府県	支給地域	級地	都道府県	支給地域	級地
略			略		
神奈川県	略	略	神奈川県	略	略
大阪府	大阪市	二級地			

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第五条 給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表			別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表		
組織の区分	職	区分	組織の区分	職	区分
知事の 局 事務部	略	略	知事の 局 事務部	略	略
	東京事 務所	略	東京事 務所	略	略
		室長		略	略
	分室長	七種		室長	略
総務 課 主任	所長	四種			

議会	事務局	略	略	児童相談所	児童相談所 の所長に限る。)	略	略	略	略	略	略
	課長	略	略	児童相談所	児童相談所 の所長を除く。)	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	農業振興事務所	農業振興事務所 の所長を除く。)	農業振興事務所 の所長に限る。)	農業振興事務所 の経営普及部の部長を除く。)	支所長	略	略	略
議会	事務局	略	略	児童相談所	児童相談所 の所長に限る。)	略	略	略	略	略	略
	課長	略	略	児童相談所	児童相談所 の所長を除く。)	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	農業振興事務所	農業振興事務所 の所長を除く。)	農業振興事務所 の所長に限る。)	農業振興事務所 の経営普及部の部長を除く。)	支所長	略	略	略

略			
警察	本部	略	略
		鉄道警察隊長 犯罪被害者支援室長 施設室長 自動車運転免許試験場長	略
	警察署	略	略
		次長(警視であるものに限る。)	四種
管理官(地域管理官、刑事管理官及び交通管理官であるものを除く。)		五種	
略	略	略	略

略			
警察	本部	略	略
		鉄道警察隊長 犯罪被害者支援室長 施設室長 サイバー犯罪対策室長 自動車運転免許試験場長	略
	警察署	略	略
		次長(警視であるものに限る。)	四種
管理官(地域管理官、刑事管理官及び交通管理官であるものを除く。)		五種	
略	略	略	略

別表第2(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	114,700円 (知事の事務部局の本庁の部長にあつては、130,300円)
	略	略
略		

2～6 略

別表第3(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円 (知事の事務部局の本庁の部

別表第2(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	114,700円
	略	略
略		

2～6 略

別表第3(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円

		長にあつては、112,900円)			
	略	略		略	略
略			略		
2～6 略			2～6 略		

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者 様	所 属 名			
	職名		氏 名	印

職員の給与に関する条例第11条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 通添付)

年 月 日 受理

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	年 収 額 (職業)	異動年月日	届出の事由	年 月 { から } まで 支給
							左記のとおり認定してよろしいか。
							取扱者

配偶者 有 無 (該当するものにレ印をすること。)

認定日 年 月 日

(注) 1 年収額欄には、給与所得のほか、事業所得、不動産所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。
 2 異動年月日欄には、新たに職員となった者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にその職員となった日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入する。
 3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、婚姻、出生、満60歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなつた事由（例えば、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 2 略</p> <p>3 次各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十四年栃木県条例第七十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年栃木県条例第四十八号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年栃木県条例第八十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十一年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年栃木県条例第五十二号）附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第三条第三項第一号において同じ。）であ</p>

つた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年栃木県条例第五十二号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十二年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号)附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第三条第三項第二号において同じ。)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十三号)附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第三条第三項第三号において同じ。)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と

する。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項

中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と

する。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各

号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」とあるのは「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し

て得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と

する。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第三条 略

2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち第四項第一号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

て得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第三条 略

2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち第五項第一号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十一年度減額改定対象職員であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年栃木県条例第五十二号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によ

3| 次の各号に掲げる職員に対する前項

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、
 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項 中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及

るものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けていた」とする。

- 二 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第三十九号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けていた」とする。

- 三 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年栃木県条例第三十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けていた」とする。

4| 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、
 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及

び同日に受けていた」と

する。

一 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの前項中「給料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」と

する。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と

する。

4| 略

第四条 略

2 条例第十三条の三第二項の規定により同条第一

び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

一 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの第二項中「給料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第二項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

5| 略

第四条 略

2 条例第十三条の三第二項の規定により同条第一

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に国家公務員等（条例第十一条の四第二項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。

3 条例第十三条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により支給されることとなる期間及び額

一 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員で指定日前三年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

二 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十三条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に国家公務員等

であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。

3 条例第十三条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により支給されることとなる期間及び額

一 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員で指定日前三年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

二 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4 前項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十三条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第八号

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十号）
- 二 平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成二十七年栃木県人事委員会規則第三号）
- 三 平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第一号）
- 四 平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第二十七号）
- 五 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
組		職		組		職	
略				略			
知事部局	本庁		略	知事部局	本庁		略
	略	略	略		略	略	略
		文書学事課				略	文書学事課
	略	馬頭処分場 整備室			略	略	室長 室長補佐
略		略	略				
出先機関			略	出先機関			略
東京事務所	次長 室長 分		東京事務所	次長 室長		東京事務所	
	室長						

略	さくら市	市長部局	市長部局	(副主幹であるものに限る。) 総務課財政担当グループリーダー (副主幹であるものに限る。) 総合政策課政策企画担当グループリーダー(副主幹であるものに限る。) 秘書広報課秘書広報担当グループリーダー(副主幹であるものに限る。) 会計管理者 福祉事務所長 上下水道事務所長
			監査委員事務局	事務局長 主幹
			選挙管理委員会	事務局長 主幹
			農業委員会事務局	事務局長 主幹
			教育委員会事務局	部長 課長 主幹 公民館長
			略	略
			略	略
			市長部局	部長 参事 課長 室長 主幹 総合政策課長補佐 総務課長補佐 財政課長補佐 総合政策課秘書広報係長 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係長 総合政策課政策推進室進化プラン係長 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長
			略	略

略	さくら市	市長部局	市長部局	
			監査委員事務局	事務局長
			選挙管理委員会	事務局長
			農業委員会事務局	事務局長
			教育委員会事務局	課長 公民館長
			略	略
			略	略
			市長部局	部長 参事 課長 室長 主幹 企画政策課長補佐 総務課長補佐 財政課長補佐 企画政策課秘書広報係長 企画政策課政策係長 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長
			略	略

上三川町	略	略
	町長部局	課長 室長 総務課主幹 企画課主幹 総務課長補佐 企画課長補佐 総務課秘書庶務係長 企画課財政係長 会計管理者
略	略	略
壬生町	略	略
	町長部局	部長 参事 課長 室長 主幹 総務課長補佐 総合政策課長補佐 総務課庶務人事係長 総合政策課秘書係長 総合政策課財政係長 総合政策課企画調整係長 会計管理者
略	略	略
塩谷町	略	略
	町長部局	課長 室長 主幹 総務課行政人事担当 企画調整課財務担当 会計管理者 所長 園長
略	略	略
二 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職
略		

上三川町	略	略
	町長部局	課長 室長 総務課主幹 企画課主幹 総務課長補佐 企画課長補佐 総務課秘書庶務係長 企画課財政係長 会計管理者 保育所長
略	略	略
壬生町	略	略
	町長部局	部長 参事 課長 主幹 総務課長補佐 総合政策課長補佐 総務課庶務人事係長 総合政策課秘書係長 総合政策課財政係長 総合政策課企画調整係長 会計管理者
略	略	略
塩谷町	略	略
	町長部局	課長 主幹 総務課行政人事担当 企画調整課財務担当 会計管理者 所長 園長
略	略	略
二 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職
略		

芳賀郡中部環境衛生事務組合	略
略	
塩谷広域行政組合	局長 参事 次長 総務課長 管理課長 会計課長 室長 副参事 主幹 総務課総務係 長 会計管理者
略	

芳賀郡中部環境衛生事務組合	略
宇都宮市街地開発組合	事務局長 次長 会計管理者
略	
塩谷広域行政組合	局長 次長 総務課長 管理課長 会計課長 室長 主幹 総務課総務係 長 会計管理者
略	

三 略
備考

1 略

2 この表の組織欄中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する職員により構成される組織をいう。

三 略
備考

1 略

2 この表の組織欄中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十条第一項に規定する職員により構成される組織をいう。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1 略 2 法第2条第1項第2号関係 (1) 略 <u>(2) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター</u> (3) 略 3・4 略	別表第1（第2条関係） 1 略 2 法第2条第1項第2号関係 (1) 略 <u>(2) 略</u> 3・4 略

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第二号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和二十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警 察 職 員 定 員 表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	73	138	510	352	165	1,238	312	1,550
警 察 署	45	111	463	655	917	2,191	152	2,343
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少年課</p> <p>生活環境課</p> <p>サイバー犯罪対策課</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 五 略</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少年課</p> <p>生活環境課</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 サイバー犯罪対策に関すること。</p> <p>七 不正アクセス行為等の取締りに関すること。</p>

六く九 略

(サイバー犯罪対策課)

第十八条の二 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 サイバー犯罪対策に関すること。
- 二 不正アクセス行為等の取締りに関すること。
- 三 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術支援に関すること。

(交通指導課)

第三十五条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 交通取締りの企画、分析及び指導に関すること。
- 二く五 略

(警備第一課)

第四十三条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一・二 略
- 三 警備犯罪の捜査に関すること。
- 四・五 略

(警備第二課)

第四十四条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備方針の策定及びその実施に関すること。
- 二く七 略

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

八 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術支援に関すること。

九く十二 略

(サイバー犯罪対策室)

第十八条の二 生活環境課にサイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室においては、前条第六号から第八号までに掲げる事務を行う。

(交通指導課)

第三十五条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 交通取締りの企画及び指導に関すること。
- 二く五 略

(警備第一課)

第四十三条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一・二 略
- 三 警備犯罪の捜査に関すること（警備第二課の所掌に属するものを除く。）。
- 四・五 略

(警備第二課)

第四十四条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関連する犯罪の捜査に関すること。
- 二く七 略

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第二（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項	別表第二（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 504 654 616">事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td data-bbox="654 504 826 616">公安委員会への報告</td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 504 1300 616">事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td data-bbox="1300 504 1474 616">公安委員会への報告</td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告				
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告				
一〜七十六 略	一〜七十六 略				
七十七〜百三 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 918 1300 996"> <u>七十七</u> インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）<u>第十条の規定による報告の徴収</u> </td> <td data-bbox="1300 918 1474 996">要</td> </tr> </table>	<u>七十七</u> インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号） <u>第十条の規定による報告の徴収</u>	要		
<u>七十七</u> インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号） <u>第十条の規定による報告の徴収</u>	要				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 996 654 1265"> <u>百四</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項の規定による核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令<u>第八条第三項</u>に規定する報告書の受理 </td> <td data-bbox="654 996 826 1265"></td> </tr> </table>	<u>百四</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項の規定による核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第八条第三項</u> に規定する報告書の受理		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 996 1300 1265"> <u>百五</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令<u>第八条の規定</u>による報告の徴収 </td> <td data-bbox="1300 996 1474 1265"></td> </tr> </table>	<u>百五</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第八条の規定</u> による報告の徴収	
<u>百四</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項の規定による核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第八条第三項</u> に規定する報告書の受理					
<u>百五</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第八条の規定</u> による報告の徴収					
百五〜百八 略	百六〜百九 略				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 1332 654 1590"> <u>百九</u> 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二の規定による放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令<u>第五条第三項</u>に規定する報告書の受理 </td> <td data-bbox="654 1332 826 1590"></td> </tr> </table>	<u>百九</u> 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二の規定による放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条第三項</u> に規定する報告書の受理		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 1332 1300 1590"> 百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令<u>第五条</u>の規定による報告の徴収 </td> <td data-bbox="1300 1332 1474 1590"></td> </tr> </table>	百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条</u> の規定による報告の徴収	
<u>百九</u> 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二の規定による放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条第三項</u> に規定する報告書の受理					
百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条</u> の規定による報告の徴収					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 1590 654 1848"> 百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収 </td> <td data-bbox="654 1590 826 1848"></td> </tr> </table>	百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 1590 1300 1848"> 百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令<u>第五条</u>の規定による報告の徴収 </td> <td data-bbox="1300 1590 1474 1848"></td> </tr> </table>	百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条</u> の規定による報告の徴収	
百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収					
百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 <u>第五条</u> の規定による報告の徴収					
百十一〜百二十二 略	百十一〜百二十二 略				

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 白井佳子

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第四（第十条の二関係）				別表第四（第十条の二関係）			
番号	路線名	区	間	番号	路線名	区	間
一～六十七 略				一～六十七 略			
六十七 の二	市道（宇都宮市）三百一号線	宇都宮市平出工業団地五十九番二から同市平出工業団地五十九番一まで		六十七 の二	略	略	
六十七 の三	略	略		六十七 の二	略	略	
六十八～七十七の四 略				六十八～七十七の四 略			
七十七 の五	市道（栃木市）二千三十九号線	略		七十七 の五	市道（栃木市）二百五十六号線	略	
七十七 の六	市道（栃木市）一万二千三十三号線	略		七十七 の六	市道（栃木市）B二百七十一号線	略	
七十七 の七	市道（栃木市）一万四千百一十一号線	栃木市仲方町百六十六番三から同市千塚町千七百二十八番まで		七十七 の七	略	略	
七十七 の八	市道（栃木市）一万四千百二十六号線	栃木市千塚町千七百三十二番から同市千塚町千七百八十八番まで		七十七 の七	略	略	
七十七 の九	略	略		七十七 の七	略	略	
七十八～八十六 略				七十八～八十六 略			
八十七	市道（栃木市）二千二百	略		八十七	市道（栃木市）〇八十	略	

八十八	市道(栃木市)千四百七号線	略	八十八	市道(栃木市)〇二十九号線	略
八十九	市道(栃木市)三万二千三百号線	略	八十九	市道(栃木市)F三一三十四号線	略
九十	市道(栃木市)千五百七号線	略	九十	市道(栃木市)I二百六十号線	略
九十一	市道(栃木市)千五百四号線	略	九十一	市道(栃木市)I二百八十八号線	略
九十二	市道(栃木市)千六百三十三号線	栃木市岩舟町静戸千六百四十九番五から同市岩舟町曲ヶ島千九百五十九番一まで	九十二	市道(栃木市)I二百九十五号線	栃木市岩舟町静戸千六百四十九番五から同市岩舟町曲ヶ島二千五十八番一まで
九十二の二	市道(栃木市)二千二百二十五号線	栃木市岩舟町曲ヶ島千九百七十六番三から同市岩舟町曲ヶ島三百九十五番二まで			
九十二の三	市道(栃木市)六万二千二百六十九号線	栃木市岩舟町曲ヶ島三百九十五番一から同市岩舟町曲ヶ島二千五十八番まで			
九十三 略			九十三 略		

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃 木 県 警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県警察本部長 坂 口 拓 也

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 出 後			改 出 前		
別表第3 （第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号			別表第3 （第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号		
本 部 所 属 名		記 号	本 部 所 属 名		記 号
略			略		
生活安全部	略	略	生活安全部	略	略
	生 活 環 境 課	略		生 活 環 境 課	略
	サイバー犯罪対策課	栃 サ 対			
略			略		
2・3 略			2・3 略		

附 則

この編令は、平成三十年四月一日から施行する。